

意見書

平成24年1月23日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんぼんにごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 KDDI株式会社

代表取締役社長 たなか たかし
田中 孝司

連絡先 TEL: [REDACTED]

FAX: [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

情報通信審議会議事規則第5条により、平成23年12月22日付けで公告された「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。
(文中では敬称を省略しております。)

<総論>

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災によって通信インフラの被災や通信ネットワークの輻輳等が生じ、利用者の通信手段が制限された状況を踏まえ、今後来るべく災害等から生命や身体及び財産を保護し、その影響を最小限にするため、通信手段の備えについて検討されたことは有意義と考えます。

ユニバーサルサービス制度による補てん対象の拡大にあたっては、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念のもと、ユニバーサルサービス制度の基本的要件(“essentiality”, “affordability”, “availability”)に照らし合わせて国民のコンセンサスが得られることが前提です。現在のユニバーサルサービスが平時か災害等緊急時かを意識するものとなっていないことや、災害等緊急時における通信手段の確保にあたって、公衆電話のみならず携帯電話やIP電話、災害伝言板等、通信各社による多様なサービスが活用されていることを踏まえれば、答申案において「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となることは限らない」と示されたことは適切であると考えます。

<第一種公衆電話の通話料無料化の措置について>

災害等緊急時においては、当社もお客様に提供している各種サービスの通話料無料化を実施しており、その際の他事業者への接続料支払いについても負担しています。しかしながら、現状は各々の事業者によって災害緊急時における事業者間の接続料精算の考え方が異なっているため、関係事業者間の協議により事前に一定のルールを整備することは重要と考えます。

<第一種公衆電話の県内市外通信へのユニバーサルサービス制度対象拡大について>

第一種公衆電話の県内市外通信については、公衆電話から発信される通信回数のうち市内通信が大部分を占めていることから、災害等緊急時に関わらず、そもそも平時においてもユニバーサルサービスとされていません。答申案において「ユニバーサルサービス制度の補填の対象を拡大する事情変更は生じているとは言い難く、(以下略)」と示されているとおり、現状の補てん対象を継続することが妥当と考えます。

<NTT東・西によるIP網への具体的な移行計画の開示について>

NTT東・西のPSTNのマイグレーションに関する「概括的展望(平成 22 年 11 月公表)」においては、2025 年を目処に電話網をIP網に移行完了するとされていますが、PSTNで実現している公衆電話の硬貨収納信号の送出機能やメタル回線を利用した局給電機能等について、IP網や光回線上でどのように対応していくのが課題となっています。

公衆電話は、社会的重要性が高いことから一定の継続性を確保していくものと考えられますが、今後、IP化に対応した公衆電話がどのように提供されるのかも見極めつつ、公衆電話の現在の設置基準や補てん対象額の算定方式が適しているか改めて検証が必要です。したがって、NTT東・西においては、NTT東・西がIP網への移行後も提供を維持すると公表しているサービスについて、全てのユーザが円滑にIP網に移行できるよう、どの機能をいつまでにIP網に移行し、PSTNやメタル回線を廃止する計画なのか、具体的に情報開示することが不可欠であると考えます。

以上